

# 監査報告書

令和5年5月30日

学校法人御幣島学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 御幣島学園

監事

金秋悦子



(金秋悦子)

私は、私立学校法第37条第3項、及び、学校法人御幣島学園寄附行為規定に基づき学校法人御幣島学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私は監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を徴収し、重要な決済書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人御幣島学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。